

## 付議事件及び審議結果

5月23日上程

報告第 1号	町長の専決処分事項の報告について	5月23日	承認
議案第26号	坂城町副町長の選任につき同意を求めることについて	5月23日	同意
議案第27号	坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて	5月23日	同意
議案第28号	坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて	5月23日	同意
発議第 1号	地域交通網対策特別委員会の設置について	5月23日	可決
発議第 2号	坂城駅周辺活性化特別委員会の設置について	5月23日	可決
発議第 3号	議会改革等特別委員会の設置について	5月23日	可決
発議第 4号	広報発行対策特別委員会の設置について	5月23日	可決

令和5年第2回坂城町議会臨時会

目 次

第1日 5月23日(火)

○議事日程	2
○町長招集あいさつ	3
○仮議席の指定について	3
○議長の選挙について	3
○議席の指定について	5
○会議録署名議員の指名について	5
○会期の決定について	5
○副議長の選挙について～一部事務組合議会議員等の選挙について	5
○報告第1号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	8
○議案第26号～議案第28号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	13
○発議第1号～発議第4号の趣旨説明、質疑、採決	16
○特別委員会委員の選任について	18
○町長閉会あいさつ	20

## 令和5年第2回坂城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和5年5月23日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 5月23日 午前10時00分
4. 応招議員 14名
 

1番議員	滝 沢 幸 映 君	8番議員	星 哲 夫 君
2 "	中 嶋 登 君	9 "	玉 川 清 史 君
3 "	塚 田 舞 君	10 "	山 城 峻 一 君
4 "	松 本 みゆき 君	11 "	祢 津 明 子 君
5 "	水 出 康 成 君	12 "	大日向 進 也 君
6 "	宮 入 健 誠 君	13 "	朝 倉 国 勝 君
7 "	中 村 忠 靖 君	14 "	大 森 茂 彦 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
 

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 崎 義 也 君
教 育 長	清 水 守 君
総 務 課 長	臼 井 洋 一 君
企 画 政 策 課 長	伊 達 博 巳 君
会 計 管 理 者	大 橋 勉 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	堀 内 弘 達 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	関 貞 巳 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	鳴 海 聡 子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	小 河 原 秀 昭 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	宮 嶋 和 博 君
総 務 課 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長	宮 下 佑 耶 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
企 画 調 整 係 長	宮 下 佑 耶 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	竹 内 優 子 君
子 ども 支 援 室 長	細 田 美 香 君
9. 職務のため出席した者
 

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

## 10. 議事日程

- 第 1 町長招集あいさつ
- 第 2 仮議席の指定について
- 第 3 議長の選挙について
- 第 4 議席の指定について
- 第 5 会議録署名議員の指名について
- 第 6 会期の決定について
- 第 7 副議長の選挙について
- 第 8 常任委員会委員の選任について
- 第 9 議会運営委員会委員の選任について
- 第 10 一部事務組合議会議員等の選挙について
- 第 11 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 12 議案第 26 号 坂城町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第 13 議案第 27 号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 14 議案第 28 号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加第 1 発議第 1 号 地域交通網対策特別委員会の設置について
- 追加第 2 発議第 2 号 坂城駅周辺活性化特別委員会の設置について
- 追加第 3 発議第 3 号 議会改革等特別委員会の設置について
- 追加第 4 発議第 4 号 広報発行対策特別委員会の設置について
- 追加第 5 特別委員会委員の選任について

## 11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

## 12. 議事の経過

**議会事務局長（北村君）** 議会事務局長の北村一朗です。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の朝倉国勝議員をご紹介します。

**議長（朝倉君）** ただいまご紹介いただきました朝倉国勝です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回坂城町議会臨時会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1「町長招集あいさつ」

**議長（朝倉君）** 町長から招集の挨拶がございます。

**町長（山村君）** 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和5年第2回坂城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、このたびの統一地方選挙で当選されました議員の皆様にご心からお祝い申し上げます。

私も町民の皆様方のご支持を得て、4期目の町政を担当することになりました。これまでの経験を生かし、また新たな決意と情熱を持って、第6次長期総合計画に掲げる町の将来像である「輝く未来を奏でるまち」の実現を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

また、誰もが心身ともに充実し、幸福を感じることができるまちづくりに向けたコンセプトとして「チャレンジSAKAKI well being」を職員全体で共有する中で各種施策を進めてまいります。

議員各位におかれましては、引き続きのご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、私のこれからの町政に対する考え方につきましては、6月の議会定例会において述べさせていただきます。

本議会にご審議をお願いいたします案件は、議会の人事案件のほか、和解案件及び条例の一部改正並びに令和4年度一般会計、特別会計補正予算、令和5年度一般会計補正予算に係る専決処分事項の報告、副町長の選任、識見を有する監査委員、議会選出の監査委員の選任の計4件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

---

◎日程第2「仮議席の指定について」

**議長（朝倉君）** 仮議席は、ただいま着席のとおりといたします。

---

◎日程第3「議長の選挙について」

**議長（朝倉君）** お諮りいたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選に

いたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（朝倉君）** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（朝倉君）** 異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に滝沢幸映君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名いたしました滝沢幸映君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（朝倉君）** 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました滝沢幸映君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました滝沢幸映君が議長におられます。会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ここで滝沢幸映君の発言を許します。

**1番（滝沢君）** では、議長就任にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

このたび、議員皆様のご推挙をいただき、議長を務めることになりました。もとより経験不足、力不足は十分に承知をしておりますが、その責任の大きさを痛感する中、不退転の決意を持って、公正かつ公平な議会運営に取り組んでまいります。

つきましては、議員各位のご指導、ご協力を心よりお願いいたしますとともに、理事者をはじめ職員の皆様方にも格段のご支援、ご協力をお願い申し上げ、就任のご挨拶といたします。

**議長（朝倉君）** 新議長が決まりましたので、臨時議長の職務が終わりました。各位のご協力に感謝いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時07分～再開 午前10時08分)

**議長（滝沢君）** では、再開いたします。

---

◎日程第4「議席の指定について」

**議長（滝沢君）** 議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっております。議席番号と氏名を職員に朗読させます。

**議会事務局長（北村君）** 朗読いたします。

1番 滝沢幸映議員、2番 中嶋 登議員、3番 塚田 舞議員、4番 松本みゆき議員、5番 水出康成議員、6番 宮入健誠議員、7番 中村忠靖議員、8番 星 哲夫議員、9番 玉川清史議員、10番 山城峻一議員、11番 祢津明子議員、12番 大日向進也議員、13番 朝倉国勝君、14番 大森茂彦議員。以上であります。

**議長（滝沢君）** ただいまの朗読のとおり指定いたします。

---

◎日程第5「会議録署名議員の指名について」

**議長（滝沢君）** 会議規則第127条の規定により、2番 中嶋 登君、3番 塚田 舞さんを会議録署名議員に指名いたします。

---

◎日程第6「会期の決定について」

**議長（滝沢君）** お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎日程第7「副議長の選挙について」

**議長（滝沢君）** お諮りいたします。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に中嶋 登君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長に指名いたしました中嶋 登君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました中嶋 登君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました中嶋 登君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

ここで中嶋 登君の発言を許します。

**2番（中嶋君）** 久々に高いところへ立たせていただいてちょっと緊張しております。このたび議員各位のご推挙を賜り、副議長に就任させていただきました。身に余る光栄に感激いたしますとともに、その責任の重さを痛感しているところでございます。

もとより微力ではございますが、決意を新たに議長を補佐し、議会本来の役割を果たすべく、地道に全力を尽くす所存であります。つきましては、議員各位のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いをいたします。

また、理事者、職員の皆様にも格段のご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶といたします。

**議長（滝沢君）** 次に、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

**町長（山村君）** 議長、副議長ご就任にあたりまして、お祝いのご挨拶を一言申し上げます。

ただいま令和5年第2回坂城町議会臨時会におきまして、議長に滝沢幸映議員、副議長に中嶋 登議員が推挙され、就任されましたことにつきまして、心からお祝い申し上げます。

さて、議会とは、申し上げるまでもなく、町民の皆様の意思を代表、決定する合議制の機関であり、議決により地方公共団体、すなわち坂城町の意思を決定する議決機関であります。その中におきまして、議長は議会を代表し、また副議長は議長を補佐するという大変な重責を担われます。

執行側の私たちともども、それぞれの役割を分担し、相互に独立しながらも連携を保ち、よりよいまちづくりに向けて、共に努力してまいりたいと思っております。

つきましても、健康が第一であります。健康に留意され、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。お祝いの挨拶とさせていただきます。本日は、誠におめでとうございました。

---

◎日程第8「常任委員会委員の選任について」

**議長（滝沢君）** 常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名いたすことになっております。職員をして朗読のとおり指名いたしたいと思っております。

**議会事務局長（北村君）** 朗読いたします。

総務産業常任委員会委員、大日向進也議員、山城峻一議員、滝沢幸映議員、大森茂彦議員、柘津明子議員、中村忠靖議員、宮入健誠議員。

社会文教常任委員会委員、玉川清史議員、水出康成議員、中嶋 登議員、朝倉国勝議員、星哲夫議員、松本みゆき議員、塚田 舞議員。以上であります。

**議長（滝沢君）** お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり各常任委員会の委員を指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり、各常任委員会の委員を選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定による常任委員長及び同副委員長の互選の結果について報告を申し上げます。

総務産業常任委員長、大日向進也君、同副委員長、山城峻一君、社会文教常任委員長、玉川清史君、同副委員長、水出康成君。以上であります。

---

◎日程第9「議会運営委員会委員の選任について」

**議長（滝沢君）** 議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名いたすことになっております。職員をして朗読のとおり指名いたしたいと思っております。

**議会事務局長（北村君）** 朗読いたします。

議会運営委員会委員、柘津明子議員、大日向進也議員、大森茂彦議員、朝倉国勝議員、玉川清史議員。以上であります。

**議長（滝沢君）** お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり、議会運営委員会委員を指名することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり、議会運営委員会委員を選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定による議会運営委員長及び同副委員長の互選の結果に

ついて報告を申し上げます。

議会運営委員長、柗津明子さん、同副委員長、大日向進也君。以上であります。

---

◎日程第10「一部事務組合議会議員等の選挙について」

**議長（滝沢君）** 選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

職員に朗読させます。

**議会事務局長（北村君）** 朗読いたします。

長野広域連合議会議員、滝沢幸映議員、大森茂彦議員。

上田地域広域連合議会議員、中嶋 登議員、柗津明子議員。

葛尾組合議会議員、中嶋 登議員、柗津明子議員、玉川清史議員、塚田 舞議員。

千曲衛生施設組合議会議員、大日向進也議員、松本みゆき議員。

六ヶ郷用水組合議会議員、朝倉国勝議員、山城峻一議員、星 哲夫議員、宮入健誠議員。

千曲坂城消防組合議会議員、朝倉国勝議員、中村忠靖議員、水出康成議員。以上であります。

**議長（滝沢君）** お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり、議長指名による当選人とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれが一部事務組合議会議員に当選されました。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

**議長（滝沢君）** 日程第11「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」を議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

**議長（滝沢君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** それでは、専決第1号から第10号まで順次ご説明申し上げます。

まず、専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、昨年5月25日に、職員がばら祭りの案内看板を設置するために庁用車を駐車し、運転席のドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車していた相手車両のサイドミラーに接触し損傷させた事故につきまして、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものであります。

専決第2号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により、地方税法及び関係法令等が改正され、令和5年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例の所要の改正をしたものであります。

主な改正内容といたしましては、個人町民税につきましては、個人町民税における配偶者特別控除の適用について、夫婦それぞれの合計所得が一定の金額である場合における配偶者控除及び配偶者特別控除の適用関係を整理するために、規定の整備を行うものであります。

次に、固定資産税につきましては、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る税負担軽減の特例措置を創設するものであります。

また、軽自動車税につきましては、燃費性能などに応じて種別割の税率を軽課しているグリーン化特例について、現行の経過措置の適用期間を3年間延長するもの等であります。

専決第3号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により、地方税法及び関係法令等が改正され、令和5年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、所要の改正をしたものであります。

改正内容といたしましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額を22万円に引き上げたものであります。

また、低所得者の負担軽減として、軽減判定所得について、5割軽減の対象となる世帯の被保険者等の数に乗すべき金額を29万円に引き上げるとともに、2割軽減の対象となる世帯の被保険者等の数に乗すべき金額を53万5千円に引き上げたものであります。

専決第4号「坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、本条例で引用している総務省令の改正に伴い、所要の改正をしたものであります。

改正内容といたしましては、町が参画する上田広域産業活性化協議会が国から同意を得た長

野県上田地域基本計画の促進区域において、固定資産税の課税が免除されるための総務省令に規定する対象施設の設置期間を、令和5年3月31日までから令和7年3月31日までに延長いたしましたものであります。

専決第5号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」ご説明申し上げます。

本件は、法人事業税交付金、特別交付税の確定、また町民税の最終見込み等により、専決をいたしましたものであります。

金額といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,984万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を84億1,421万1千円といたしましたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、町税4,869万3千円、法人事業税交付金2,284万6千円、地方交付税5,578万円を増額し、国庫支出金7,349万1千円、県支出金2,809万6千円を減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、保健福祉等複合施設整備基金への積立金1億5千万円、文教施設整備基金への積立金1億円、びんぐし湯さん館施設整備等基金への積立金3千万円、公園整備基金への積立金2千万円をそれぞれ増額し、新型コロナウイルス予防接種事業4,068万円、介護・訓練等給付事業費1,662万3千円、ふるさと納税事業1,598万8千円、介護保険特別会計への繰出金1,555万円をそれぞれ減額したほか、各事業実績等により精算、調整をいたしましたものであります。

専決第6号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,503万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億6,530万5千円といたしましたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税59万円、県支出金4,161万7千円を減額し、歳出の主な内容につきましては、保険給付費3,719万8千円、保健事業費617万4千円を減額したものであります。

次に、専決第7号「令和4年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ111万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億2,505万円といたしましたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、受益者負担金214万9千円、下水道使用料649万1千円を増額し、下水道事業債980万円を減額いたしましたものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、一般管理費10万6千円、施設管理費91万4千円、公共下水道事業費9万8千円をそれぞれ減額いたしましたものであります。

専決第8号「令和4年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し

上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,550万円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億8,452万5千円といたしましたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、支払基金交付金2,927万4千円、県支出金1,145万8千円、繰入金2,221万4千円をそれぞれ減額したものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、基金積立金2,794万4千円、予備費2,330万5千円を増額し、保険給付費1億1,383万3千円を減額したものであります。

次に、専決第9号「令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,058万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億4,722万3千円といたしましたものであります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料1,569万8千円を増額し、歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1,079万9千円を増額したものであります。

最後に、専決第10号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本件は、国で閣議決定された令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に併せ、町一般会計の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ626万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を63億6,626万8千円といたしましたものであります。

歳入の内容といたしましては、低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金事業に対する国庫支出金626万8千円を増額し、一方、歳出の内容につきましては、食費等の物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯への生活の支援として、児童1人当たり一律5万円を支給する低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る経費626万8千円を増額したもので、急を要することから専決といたしましたものであります。

以上、専決処分事項につきましてご報告いたします。

**議長（滝沢君）** 提案理由の説明が終わりました。

報告事項等、調査のため、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時38分～再開 午前10時48分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出されました議案を日程に追加いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

---

◎日程第11「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

専決第2号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

専決第3号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

専決第4号「坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

専決第5号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

専決第6号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

専決第7号「令和4年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

専決第8号「令和4年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

専決第9号「令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

専決第10号「令和5年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」

**議長（滝沢君）** これより質疑に入ります。

**12番（大日向君）** 4ページ、歳出のほうでお願いします。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明の18056低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に500万円あるんですけども、これは100世帯分だと思うんですけども、給付の予定はどのようになっているか説明をお願いします。

**福祉健康課長（堀内君）** 補正予算書4ページ、歳出、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業、こちらについて給付の時期についてということでございます。こちらは、国におきましてできるだけ速やかにということですが、5月末までに支給開始ができますよう、現在取り組んでいるところでございます。

**9番（玉川君）** 先ほどの関連なんですけど、対象になる家庭についてももう少し詳しく説明をいただきたいんですが。

**福祉健康課長（堀内君）** 現在、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業に取り組んでいるところでございますが、対象になる世帯といたしますと、こちらは令和4年度にも同じ低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を行ってございまして、こちらを支給した世帯が対象になるということでありまして、それと家計急変した世帯も対象になるということであり、行っているところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）承認」

---

**議長（滝沢君）** 日程第12「議案第26号 坂城町副町長の選任につき同意を求めることについて」及び日程第13「議案第27号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」までの2件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

**議長（滝沢君）** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長（山村君）** では、まず議案第26号「坂城町副町長の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案につきましては、令和元年6月の就任以来、4年間にわたり町政発展にご尽力いただきました副町長の宮崎義也さんが、任期満了を迎えるこの5月31日をもって辞任されることとなります。

宮崎副町長におかれましては、これまでの行政経験と行動力により、町の発展と健全な町政運営等に多大なご尽力をいただいたところであります。今日までのご労苦に対し、心から感謝

申し上げる次第であります。

その後任の副町長といたしまして、私が町長選挙において公約いたしました「高齢者や子どもにやさしいまちづくり」、「未来につながる子育てと学びのまちづくり」、「暮らしと産業、快適なまちづくり」、「暮らしやすい安心なまちづくり」を推進するために、私の補佐役として、これまでに総務課長、企画政策課長などを歴任された臼井洋一さんを選任したいと考えております。

これまでの行政経験、そして行動力のある臼井さんが最適任であり、地方自治法第162条の規定により同意をお願い申し上げるものであります。

続きまして、議案第27号「坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、大橋房夫監査委員の任期満了に伴い、その後任として春日英次氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により同意をお願い申し上げるものであります。

春日氏は、元職員として、長年町行政の職務を務められ、平成24年度からは4年間にわたり会計管理者として公会計に携わってきたところであります。こうしたことから、会計事務や財務管理に精通された専門的な知識を有する方であり、最適任であります。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

**議長（滝沢君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時05分～再開 午後11時06分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

---

◎日程第12「議案第26号 坂城町副町長の選任につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

**議長（滝沢君）** ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時07分～再開 午前11時07分)

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

ここで臼井洋一君から発言を求められておりますので、許可いたします。

**副町長（臼井君）** 私のために貴重な時間を頂戴いたしましてありがとうございます。

そして、ただいまは副町長の選任にあたりまして、皆様のご賛同を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、私ごとで恐縮でありますけれども、私は昭和62年に坂城町役場に奉職をいたしまして、今年で37年であります。この間、多くの部署で経験をさせていただき、また、様々な事業に携わらせていただきました。

このたびは副町長ということで、山村町政の4期目を補佐していくこととなりましたが、もとより浅学非才の身であり、私一人では、このような重責を担うことは到底かなわないわけがありますけれども、これまでの経験を生かし、そして職員とともに町長を補佐し、第6次長期総合計画に掲げる町の将来像「輝く未来を奏でるまち」、こちらを目指しまして、また、誰もが幸福を実感できるwell being（ウエルビーイング）なまちづくりに向けて、一丸となって努めてまいり所存であります。

議員の皆様におかれましては、これまで以上のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、就任に向けての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

---

◎日程第13「議案第27号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）同意」

**議長（滝沢君）** ここで議会を代表しまして副議長からお祝いの言葉をお願いいたします。

**副議長（中嶋君）** ただいま、新たな副町長、監査委員が選任されました。議長より指名がありましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

新たに副町長に就任される白井洋一氏は、昭和62年4月に坂城町職員として勤務開始以来、長きにわたり、総務課長、企画政策課長など町の重要な職務を歴任し、町政の発展と住民福祉の向上にご尽力をなされ、今日に至っております。このたび副町長として重責を担われるわけですが、長年の行政経験を生かし、さらなる町政の発展と元気なまちづくりの推進に寄与されますようご期待を申し上げます。

また、監査委員にご就任いただく春日英次氏におかれましては、坂城町職員として長年にわたり町行政に携わった経験や、会計管理者として公正な会計事務を進めてきたノウハウを生かし、行財政全般にわたって、質の高い監査をお願いするものであります。

最後になりますが、経験豊富なお二人がそれぞれの立場で山村町長を中心に4年間のかじ取りをされるわけですが、どうか健康に十分留意され、「輝く未来を奏でるまち」を目指して、積極的に施策展開を進められるようご期待を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

---

◎日程第14「議案第28号 坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」

**議長（滝沢君）** 地方自治法第117条の規定により、14番 大森茂彦君の退席を求めます。

（大森茂彦議員 退席）

**議長（滝沢君）** 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時14分～再開 午前11時14分）

**議長（滝沢君）** 再開いたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

**議長(滝沢君)** 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

**町長(山村君)** では、議案第28号「坂城町監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

本案は、このたびの議会議員の改選に伴い、議会選出の監査委員としてご活躍いただいた西沢悦子氏が任期満了を迎え、新たに大森茂彦氏を議会選出監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により同意をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

**議長(滝沢君)** 提案理由の説明が終わりました。

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)同意」

---

**議長(滝沢君)** 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時16分～再開 午前11時17分)

**議長(滝沢君)** 再開いたします。

次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発議第1号 地域交通網対策特別委員会の設置について」から追加日程第4「発議第4号 広報発行対策特別委員会の設置について」までの4件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に発議を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

**議長(滝沢君)** 朗読が終わりました。

提出者の趣旨説明を求めます。

初めに、発議第1号について。

13番 朝倉国勝君の趣旨説明を求めます。

**13番(朝倉君)** 発議第1号「地域交通網対策特別委員会の設置について」趣旨説明を行います。

坂城町と上田市、千曲市を結ぶ国道18号及び主要地方道長野・上田線は、生活や交流、流通などに欠かすことができない道路としてその役割を担っておりますが、特に、朝夕の通勤時には慢性的な交通渋滞が起きており、広域幹線道路としての機能の低下が危惧され、地域経済活動にも大きな影響が生じております。

これに対処するため、国道18号バイパス坂城町区間については、盛土工事や道路改良工事

が順次行われてきており、目に見える形になってまいりました。

また、主要地方道坂城インター線は、国道18号からテクノさかき工業団地までの区間が今年度中の完成を目指して、また、さらに千曲川を渡り、国道18号バイパスに接続する区間につきましても、延伸事業の検討が具体的に始まるなどの動きも見られます。

一方で、町道A01号線（産業道路）をはじめとする町内幹線道路の整備促進も継続して行っていく必要があります。

地域住民の住環境の向上、地域産業の活性化等を図るため、議会といたしましても、特別委員会を設置し、引き続き調査・研究を行い、調査等が終了するまで行うことをご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、全員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

**議長（滝沢君）** 次に、発議第2号について。

12番 大日向進也君の趣旨説明を求めます。

**12番（大日向君）** 発議第2号「坂城駅周辺活性化特別委員会の設置について」趣旨説明を行います。

坂城駅周辺では、昨年、町において鉄の展示館西側の整備工事を実施するとともに、展示館北側の土地・家屋の寄附を受領するなど、ここに来て周辺土地の確保が進んできています。

これらの土地の利活用にあたっては、鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館、文化財センター、中心市街地コミュニティセンター、169系電車など、既存の施設との連携、町商工会や周辺地域住民との協働により、坂城駅周辺の中心市街地のにぎわいと地域の活性化が図られることを期待するところです。

議会といたしましても、引き続き特別委員会を設置し、調査・研究を行うことをご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、全員の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

**議長（滝沢君）** 次に、発議第3号について。

11番 柘津明子さんの趣旨説明を求めます。

**11番（柘津さん）** 発議第3号「議会改革等特別委員会の設置について」趣旨説明を行います。

地方分権の進展により、自治体の権限が拡大し、議会の役割もますます重要となっています。これに対応して議会改革を積極的に進める地方議会が全国的に広がってきています。

坂城町議会をはじめ、地方議会を取り巻く環境は、地域課題や住民ニーズの多様化・複雑化、デジタル変革（DX）への対応など、喫緊の課題が山積しています。

こうした諸課題を議会として真摯に受け止め、課題と向き合っていくため、議会改革等に関

する調査・研究を行う特別委員会を設置し、調査等が終了するまで継続して行うことをご提案申し上げる次第であります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

**議長（滝沢君）** 次に、発議第4号について。

2番 中嶋 登君の趣旨説明を求めます。

**2番（中嶋君）** 発議第4号「広報発行対策特別委員会の設置について」趣旨説明を行います。

議会の使命は、住民の代表として町の政策を最終的に決定するとともに、その政策を具体化するための条例の制定・改正あるいは廃止、行財政の運営や事業等が効率的かつ民主的に執行されているかのチェックなどであります。

さらに、地方自治法第115条では、「議会の会議はこれを公開する」と規定がされております。議会の活動実態、審議の内容及び結果を町民に知らせることは、民主主義の基本であります。

つきましては、特別委員会を設置し、議会報の編集、発行について調査・研究を行うことをご提案申し上げる次第でございます。

よろしくご審議の上、全員の皆様のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。趣旨説明といたします。

**議長（滝沢君）** 以上で趣旨説明が終わりました。

---

◎追加日程第1「発議第1号 地域交通網対策特別委員会の設置について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第2「発議第2号 坂城駅周辺活性化特別委員会の設置について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第3「発議第3号 議会改革等特別委員会の設置について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第4「発議第4号 広報発行対策特別委員会の設置について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

---

◎追加日程第5「特別委員会委員の選任について」

**議長（滝沢君）** 特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により

議長において指名いたすことになっております。職員をして朗読のとおり指名いたしたいと思  
います。

**議会事務局長（北村君）** 朗読いたします。

地域交通網対策特別委員会委員、朝倉国勝議員、宮入健誠議員、滝沢幸映議員、大日向進也  
議員、山城峻一議員、星 哲夫議員、水出康成議員。

坂城駅周辺活性化特別委員会委員、大日向進也議員、中村忠靖議員、滝沢幸映議員、大森茂  
彦議員、水出康成議員、松本みゆき議員、塚田 舞議員。

議会改革等特別委員会委員、祢津明子議員、大日向進也議員、大森茂彦議員、朝倉国勝議員、  
山城峻一議員、玉川清史議員、宮入健誠議員。

広報発行対策特別委員会委員、中嶋 登議員、山城峻一議員、中村忠靖議員、松本みゆき議  
員、塚田 舞議員。以上であります。

**議長（滝沢君）** 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（滝沢君）** 異議なしと認めます。

よって、朗読のとおり選任することに決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定により、各特別委員長及び同副委員長の互選の結果に  
ついて報告を申し上げます。

地域交通網対策特別委員長、朝倉国勝君、同副委員長、宮入健誠君、坂城駅周辺活性化特別  
委員長、大日向進也君、同副委員長、中村忠靖君、議会改革等特別委員長、祢津明子さん、同  
副委員長、大日向進也君、広報発行対策特別委員長、中嶋 登君、同副委員長、山城峻一君。  
以上であります。

---

**議長（滝沢君）** 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで宮崎副町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

**副町長（宮崎君）** 私のために貴重な時間をいただきまして誠にありがとうございます。このた  
び、任期満了によりまして副町長の職を辞することになりました。振り返りますとこの4年間  
は、最初の1年目は東日本台風に見舞われ、災害復旧と、むしろこれからの防災対策に追われ、  
2年目からの3年間はコロナ禍にあって、人との交流やふれあいが制限されるという社会環境  
としては大変厳しい状況に置かれてしまいました。

しかし、そういう中でもまちづくりの指針となる第6次長期総合計画、公共施設総合管理計  
画等々の策定、南条産業団地の造成・分譲、デマンド乗り合いタクシーの実証実験、国道

18号バイパスや坂城インター先線の推進と延伸に向けた事業化、well beingな複合施設建設の推進等々、山村町長の下で参画できたことを大変喜ばしく思っております。

ここまでできたのも、職員の皆さんの協力、議員各位、町民の皆さんの温かいご指導、ご鞭撻、そして山村町長の見識の高さとぶれないリーダーシップ等々があつてのことであり、施策具現化の一員として関わられたことを大変ありがたく思う次第であります。

これまで支えていただいた皆様に心から感謝を申し上げ、また、皆様の一層のご活躍とご多幸を祈念して、甚だ簡単ではありますが退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（滝沢君）** では、次に議長から申し上げます。

宮崎副町長ご退任にあたり一言申し上げます。

宮崎副町長におきましては、令和元年6月から1期4年にわたり町長の補佐役としてお勤めいただいたほか、副町長就任前には、7年2か月にわたり教育長として、さらに職員として企画政策課長、産業振興課長などの重要な職務を歴任されるなど、昭和53年に坂城町職員として勤務開始以来、45年にわたり坂城町の発展のためにご尽力をいただきました。誠にありがとうございました。

特に南条産業団地の造成とA09号線の道路改良工事にあたりましては、先頭に立って事業を推進していただいたことにより、昨年4月に無事完成し、町内企業に分譲することができました。

6月からは一町民として、引き続き、陰となりひなたとなって町を支えていただければ幸いに存じます。最後になりますが、宮崎義也さんのますますのご健勝をご祈念申し上げ、送別の言葉とさせていただきます。本当にご苦労さまでした。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

**町長（山村君）** 令和5年第2回坂城町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきまして、ご提案をいたしました全ての案件につきましてご承認、ご同意をいただきました。感謝を申し上げます。

また、本日は滝沢幸映議長さん、中嶋 登副議長さんをはじめ、監査委員、各常任委員会等、坂城町議会の新しい体制が整いました。議員の皆様におかれましては、それぞれの役割においてご活躍されますことをご期待申し上げるところであります。

また、私たち執行部側も新たな副町長が選任されました。副町長に選任されました臼井洋一さんには、これまでと違った立場で責任を果たし、“輝く未来を奏でるまち”を目指し、共に力を尽くしていただけるものと期待しております。

そして、退任となります宮崎義也さんにおかれましては、平成24年4月から教育長として、

また、令和元年6月からは副町長として豊かな経験を生かして町の教育行政、町政の推進にご尽力をいただきました。本当にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

さて、5月27日から6月11日まで、「第18回ばら祭り」が開催されます。薔薇人（バラード）の会と企業オーナーの皆さんが、丹精込めて育てた美しいバラが咲き誇り、甘い香りとともに来訪者を迎えます。

また、期間中の5月28日には、坂城駅前の多目的広場を会場に、町内外のワイナリーと飲食店が多数出店する「坂城駅前葡萄酒祭」が開催されます。

当日は、両会場を結ぶ無料シャトルバスが運行され、また、にぎわいの創出に向けた各種イベントも計画されております。新型コロナウイルス感染症も落ち着きを見せる中、双方のお祭りが一層の盛り上がりを見せるとともに、ワインが町の文化として浸透し、坂城産ワインを応援する機運の醸成につながるものと大いに期待するところであります。議員各位をはじめ、大勢の皆様にご来場いただければと思っております。

また、6月3日には町内3小学校の運動会が開催されます。子どもたちの頑張る姿をご覧いただくとともに、ご声援をいただければと思います。

6月の議会定例会に向け、議会、そして町が新しい体制でスタートいたします。議員各位のご活躍をお祈り申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**議長（滝沢君）** では、これにて令和5年第2回坂城町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時43分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会臨時議長 朝 倉 国 勝

坂城町議会議長 滝 沢 幸 映

坂城町議会議員 中 嶋 登

坂城町議会議員 塚 田 舞

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会臨時議長

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員